長良川河口堰の経緯

KST(木曽三川河口資源調査団)調査実施(~昭和42年度) 昭和38年度~ 木曽川水系工事実施基本計画策定(治水、利水を目的として方向づけ) 事業内容:黒文字 昭和40年度 事業実施計画調査実施 昭和43年度~ 社会情勢:青文字 木曽川水系水資源基本計画決定 昭和43年10月 調査関係:緑文字 長良川河口堰建設差止訴訟が提訴(旧訴) 昭和48年12月 岐阜県安八町で長良川右岸が破堤(安八水害) 昭和51年9月 長良川河口堰建設事業差止請求取り下げ 昭和56年3月 長良川河口堰建設事業差止訴訟が提訴(新訴) 昭和57年 4月 全漁協着工同意 昭和63年 2月 堰本体工事に着手 昭和63年3月 北川環境庁長官が現地視察し、環境庁の見解発表 平成 2年12月 追加調査報告書を公表 平成 4年 3月 技術報告書を公表 平成 4年 4月 五十嵐建設大臣が現地視察 環境・防災・塩分について調査実施を表明 平成 5年12月 長良川河口堰建設差止訴訟が判決(原告敗訴・控訴) 平成10年12月控訴棄却 平成6年7月 長島町で長良川河口堰に関する円卓会議が、防災・環境・水需要・塩害のテーマで8回開催(~4月) 平成 7年 3月~ 野坂建設大臣が本格運用を開始する旨を発表 平成 7年 5月 全ゲート操作開始、マウンドしゅんせつ開始 平成 7年 7月 建設省と市民との「長良川河口堰運用に伴うモニタリング及び環境等への影響についての 平成 7年 9月~ "新しい対話" 」を5回開催(~平成8年10月) 平成 9年 7月 マウンドしゅんせつ完了 平成10年 4月 長良導水取水開始(愛知県知多半島)、三重県中勢地域への取水開始 長良川河口堰建設償還金支出差止訴訟(三重県)が判決(原告敗訴・控訴) 平成17年4月控訴棄却・上告 平成12年 1月 最高裁上告棄却 長良川河口堰モニタリング委員会から提言(フォローアップ調査に移行) 平成12年 3月 長良川河口堰建設償還金支出差止訴訟(愛知県)が判決(原告敗訴・控訴) 平成14年2月控訴棄却・上告 平成13年 3月 平成15年3月最高裁上告棄却 中部地方ダム等管理フォローアップ委員会で堰運用開始後10年間を評価 平成17年 3月 平成19年 4月 管理規程の変更(塩水遡上の防止) 管理規程の変更(工水の転用) 平成20年 6月 平成22年(第1回)中部地方ダム等管理フォローアップ委員会で堰運用開始後15年間を評価 平成22年8月 平成22年(第2回)中部地方ダム等管理フォローアップ委員会で更なる弾力的運用にあたってモニタリング部会 平成23年 1月 の設置を承認